

木曽調 だより

東海三県の農業農村整備を伝える情報誌

2025
MAKE THE MOST OF
WATER
—水を活かす—
No.46



“VIVA! 東海アグリング” については、最後のページをご覧ください。!

- 巻頭言 木曽川水系土地改良調査管理事務所長 植田康成
- 東海農政局の国営事業地区一覧
- 令和7年度 調査計画地区の概要
- 国営施設機能保全事業「尾張西部地区」
- 土地改良法の改正の内容、連携管理保全計画（水土里ビジョン）の策定
- 東海農政局管内の水利施設における「自然災害」に対する備え、観測情報の活用・管理
- 国営総合農地開発事業「青蓮寺地区」における農地利用状況把握のための活動支援
- 統計部寄稿 ～図でわかる東海3県の農林水産業（市町村別農業産出額）

東海農政局 木曽川水系土地改良調査管理事務所長
植田 康成



平素より、東海農政局木曽川水系土地改良調査管理事務所の業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。とりわけ、当事務所職員が行う各種調査や計画の策定等に際し、地域の皆様や関係機関の皆様には多大なるご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。また、国民の食料への関心が一層高まる中、各地域における農政の推進、農業水利施設の維持管理や配水操作など、皆様の日々のご尽力に心より敬意を表します。

さて、昨年5月に「食料・農業・農村基本法」が改正されました。それを受けて本年3月には「土地改良法」も改正され、4月に施行されました。今回の土地改良法改正は、農業水利施設等の老朽化の進行、農村地域の人口減少と集落機能の低下、気候変動による災害リスクの増大といった地域が直面する課題に対応する内容となっています。具体的には、農業者の申請によらず、国又は都道府県の発意により基幹的な農業水利施設の更新事業を可能とすること、土地改良区が市町村等の関係者と連携して「連携管理保全計画（通称：水土里ビジョン）」を作成し、土地改良施設と末端施設の保全を行う仕組みの創設や、災害の未然防止を目的とした老朽化施設の補強などの事業が新たに措置されました。

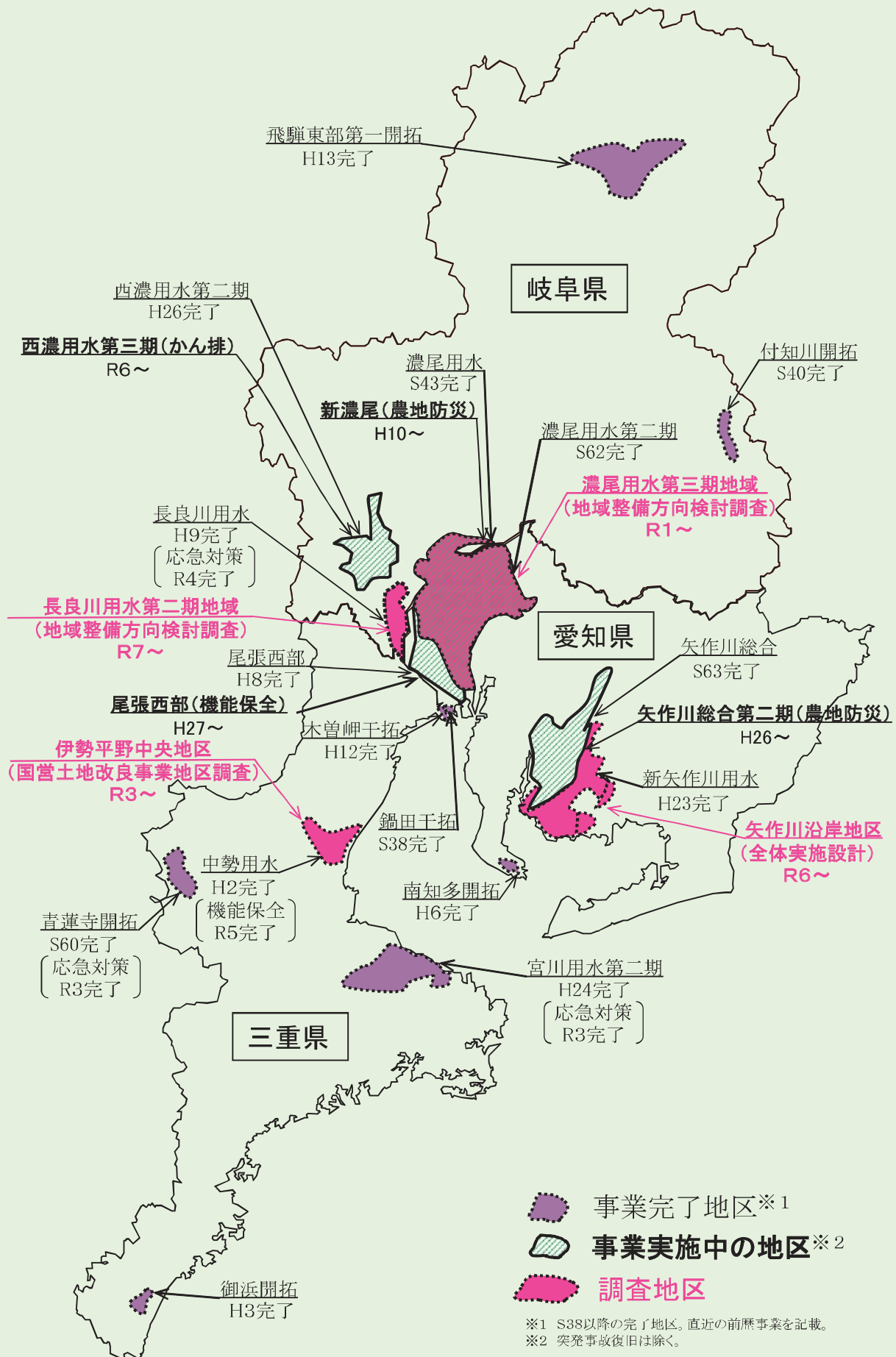
本年4月以降、東海三県の国営事業完了地区及び（独）水資源機構が管理等を行う各地区を訪問して話を伺っております。どの地区においても、歴史ある大規模農業生産基地として、地域の特徴を活かした農業が営まれており、国民への食料安定供給等に貢献するのみならず、地域の文化継承や発展に重要な役割を果たしています。

一方で、農業水利施設の老朽化や都市化の進行等に伴う突発事故のリスク、農地転用の増加や土地改良区組合員の減少による維持管理体制の脆弱化といった共通の課題が顕在化しています。さらに、現地の農業者・生活者からは、気候変動に伴う品種転換への対応、かんがい用水の確保、農繁期の労働力不足、農地の荒廃化、鳥獣被害など、営農や地域生活の継続に関する多様な地域の課題についてのご意見を伺っています。

当事務所といたしましても、こうした農業・農村の実情や課題を広く把握・認識し、今後も引き続き関係機関の皆様の貴重なご意見や知見を頂きながら、土地改良事業の調査・計画等の業務に誠実に取り組んでまいります。土地改良事業に限らず、各地域が直面している様々な課題についても、必要に応じた情報収集・提供に可能な限り努め、現場に寄り添った支援を行っていきたいと考えています。

結びに、皆様におかれましては、今後とも地域農業の持続的な発展と豊かな農業・農村の構築に向け、変わらぬご協力とご支援を賜りますようお願い申し上げます。木曽川水系土地改良調査管理事務所一同、関係者の皆様とともに力を合わせ、地域の未来を見据えた取組を進めてまいります。

東海農政局の国営事業地区一覧



1 地域整備方向検討調査について

国営土地改良事業の実施が見込まれる地域において、農業水利施設の利用や管理、地域内の営農や土地利用、農業水利施設周辺の自然環境等に関する現況調査を行い、地域の課題を把握します。

また、把握した現況や課題を踏まえ、国営事業実施地区の範囲を概定したうえで、整備構想の策定、事業費・事業効果の概略算定、地元意向の確認を行い、「国営地区調査」実施の可能性を検討します。

(1)「長良川用水第二期地域」の実施状況

本地域は、岐阜県の南西部に位置し、長良川と揖斐川に囲まれた輪中地帯に位置する農業地帯です。本地域の用排水機場や水路等の基幹的な農業水利施設は、老朽化により、農業用水の安定供給に支障を来しているとともに、維持管理に多大な労力と費用を要しています。

また、近年、気候変動に伴い集中豪雨等による災害のリスクが高まっているため、これらの地域の実情を踏まえ、本年度は、整備構想の策定に関する調査を行っています。



(2)「濃尾用水第三期地域」の実施状況

本地域は、木曽川両岸に広がる濃尾平野中央に位置する都市近郊農業地帯です。本地域の基幹的な用水路は、老朽化により、農業用水の安定供給に支障を来しているとともに、維持管理に多大な労力と費用を要しています。

また、木曽川にかかる犬山頭首工や市街地を流下している用水路において、大規模地震が発生した場合に周辺地域への被害が懸念されているため、これらの地域の実情を踏まえ、本年度は、整備構想の策定に関する調査を行っています。



2 国営地区調査について

国営土地改良事業の実施予定地区において、事業実施の必要性、技術的可能性、経済的妥当性等について、検討するための必要な調査を行い、事業計画書（案）を作成します。

「伊勢平野中央地区」の実施状況

本地区は、三重県中央部に位置する農業地帯です。本地区の基幹的な農業水利施設である安濃ダムでは、近年の豪雨の増加や流域の森林の荒廃などの他動的要因によりダム貯水池内への土砂流入量が急激に増大し、計画堆砂量を大きく上回る堆砂が生じています。それに伴い、ダムの貯水機能が低下し、用水の安定供給への影響が生じているため、ダム貯水池内の堆砂除去等に向けて、各種調査や技術的可能性の検討等を行っています。



3 全体実施設計について

国営地区調査で作成された事業計画書（案）のうち、工事計画に係る詳細な設計を行い、事業実施に向け、総事業費を算定します。

「矢作川沿岸地区」の実施状況

本地区は、矢作川中下流部に位置する農業地帯です。本地区の基幹的な農業水利施設である羽布ダム、頭首工、幹線水路等は、経年的な老朽化や大規模地震の発生を想定した耐震化の検討が必要であることから、「国営地区調査」の中で各種調査や技術的可能性の検討を進めてきました。

令和6年度からは、「全体実施設計」にステップアップし、事業実施に向けた設計に着手しています。



国営施設機能保全事業「尾張西部地区」

1 地区概要等

本地区は、愛知県の西部に位置する名古屋市外8市2町1村にまたがる受益面積11,608haの農業地帯です。

本事業は、国営尾張西部土地改良事業（昭和60年度～平成8年度）により造成された日光川河口排水機場及び尾西排水機場のポンプ設備等の機能を保全するための整備（機能保全対策）と併せて想定される大規模地震に対する耐震化のための整備（耐震化対策）を行っています。

○総事業費：80億円（平成27年度時点）

○事業工期：平成27年度～令和9年度（予定）



位置図

2 令和7年度工事の実施状況

(1) 日光川河口排水機場（施工場所：愛知県海部郡飛島村）

○日光川河口排水機場補機・電気設備更新工事

○日光川河口排水機場除塵設備整備（その3）工事

○日光川河口排水機場基礎耐震化対策（その7）工事



日光川河口排水機場

(2) 尾西排水機場（施工場所：愛知県一宮市）

○尾西排水機場領内川2号ポンプ整備補修工事

○尾西排水機場補機・電気設備更新工事

○尾西排水機場他ゲート設備整備（その2）工事

＜ポンプ整備の状況＞



整備前



整備後



※写真は、尾西排水機場
領内川2号ポンプ



尾西排水機場

3 国営事業評価（再評価）の実施

本地区は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき、平成27年度の事業採択から10年が経過したため、今年度、事業評価（再評価）を行いました。技術検討会を経て、「事業計画に基づき、事業完了に向けて着実に事業を推進する。」という結果になりました。再評価の実施に当たり、御協力を頂いた関係機関の皆様には、心より感謝申し上げます。

なお、評価結果の詳細については、農林水産省ホームページを御覧ください。

(<https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukei/jigyoyouyouka/R7-02/r7kityuu.html>)

農地転用等をされる際は、申し出をお願いします。

国営施設機能保全事業「尾張西部地区」において、農地転用等により同事業の利益を受けなくなることが明らかとなった場合、土地改良法第88条第1項第1号に規定する申出（非受益の申出）をお願いします。

この申出は、当該事業計画の変更を行う際、受益地かどうかを確認する目的で使用します。提出先は、農林水産省の出先機関（木曽川水系土地改良調査管理事務所）宛となります。



■ 受益を受けないことの
申出があった土地
■ 事業施行地域



農地転用（宅地）

問合せ先：保全整備課

土地改良法の改正の内容について

農業水利施設の老朽化や農村人口の減少が進行し、気候変動による災害リスクが増大する中において、改正後の「食料・農業・農村基本法」（令和6年6月5日施行）の方向性に即した農業生産の基盤の整備及び保全を的確に実施できるよう、土地改良法の一部が改正されました。

改正の内容

1. 目的及び土地改良長期計画に係る規定の見直し（第1条及び第4条の2関係）

改正後の食料・農業・農村基本法の方向性に即して、目的及び土地改良長期計画に係る規定を見直し

2. 基幹的な農業水利施設の計画的な更新に関する措置（第87条の2関係）

農業者の申請によらず、国又は都道府県の発意により、基幹的な農業水利施設（頭首工、用水機場等）の更新事業を実施できる制度の創設

3. 地域の農業水利施設等の保全に関する措置（第57条の11から第57条の15まで関係）

(1) 土地改良区が、市町村その他の関係者と連携して、「連携管理保全計画(水土里ビジョン)」を作成し、都道府県知事の認可を受け、土地改良施設及び末端施設の保全を行う仕組みを創設

(2) 認可を受けた計画に基づく土地改良区の合併について手続を簡素化等

地域の関係者が議論する枠組み



4. 防災・減災・国土強靱化のための措置

(1) 急施(※)の防災事業について、損壊が生じるおそれがある

農業水利施設の補強等の事業を追加（第87条の4関係）

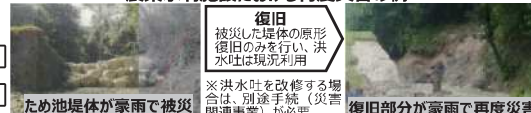
(2) 急施の復旧事業について、

- ・ 原形復旧だけでなく再度災害の防止のための事業を追加
- ・ 突発事故被害と類似の被害を防止するための事業を追加

（第49条及び第87条の5関係）

（※）急施：農業者の申請・同意なく特例的に急速に事業実施できる手続

農業水利施設における再度災害の例



突発事故被害の事例（パイプラインによる事故）



5. スマート農業や担い手のニーズに対応した基盤整備を推進するための措置

(1) 農地中間管理機構関連事業の拡充（第87条の3及び第96条の4関係）

- ・ 都道府県に加え市町村を事業実施主体に追加
- ・ 賃借権等に加え農地中間管理機構が所有権を有する農用地を対象に追加

(2) 情報通信環境整備事業の創設（第57条の9及び第57条の10関係）

- ・ 土地改良区が都道府県知事の認可を受けて情報通信環境を整備する事業を創設

ほ場の大区画化・情報通信基盤の整備



自動走行農機の導入



ドローンの活用

6. その他の所要の措置（第18条、第88条等関係）

土地改良区の体制及び運営並びに土地改良事業の適正な実施に関する措置

施行日 令和7年4月1日

「土地改良法の改正の内容について・連携管理保全計画の策定」に関してのお問い合わせ先
東海農政局 農村振興部 土地改良管理課 （電話）052-223-4621

連携管理保全計画(水土里ビジョン)の策定

- ・地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、関係者が連携して取り組んでいけるよう、「**水土里ビジョン**」の仕組みを創設。
- ・「水土里ビジョン」は、「地域計画」で描かれた地域の将来の姿を踏まえ、20年から30年後の**将来を見通して**、次に関する事項について、地域の議論を経て土地改良区が策定。
 - (1)基幹から末端にわたる施設を保全するための役割分担や保全の取組 (**地域の農業生産基盤の保全**)
 - (2)保全の取組を確実に実施する体制を構築するための土地改良区の経営収支健全化などの取組 (**土地改良区の運営基盤の強化**)

地域の農業水利施設等の保全に関する措置(連携管理保全計画(水土里ビジョン)の策定)

- (1)地域の農業水利施設等の保全に向けた将来像を共有し、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等の地域の関係者が連携し取り組んでいけるよう、土地改良区が連携管理保全計画(水土里ビジョン)を策定することができる仕組みを創設する(法第57条の11)
- (2)連携管理保全計画(水土里ビジョン)の作成やそれに基づく取組に関して必要な事項について協議するため、土地改良区、市町村、関連施設の管理者等により構成される協議会を組織することができる(法第57条の14)
- (3)国及び地方公共団体は、水土里ビジョンによる取組が円滑に実施されるよう、土地改良区に対し、必要な指導、助言その他の援助を行うように努めるものとする(法第15条の5第3項)



○水土里ビジョンの策定に対する支援

＜土地改良区機能強化支援事業（R7からR11まで）＞
補助対象経費

- ・施設諸元や、耐用年数診断のための調査
- ・施設諸元データの電子化等
- ・協議会の運営に係る掛増し事務補助（臨時職員等）
- ・協議会に係る会議室借上げ 等

事業主体：土地改良区

補助率：定額（1ビジョン当たり300万円を上限）

＜支援の活用にあたって＞

- ・事業主体である土地改良区が都道府県土連に委託してビジョン策定に取り組むことも想定
- ・上限300万円の範囲内で複数年度に分けて活用することも可能

○都道府県の役割

（区域設定）

・土地改良区は、都道府県の指導・助言を踏まえながら、土地改良施設等の保全を図るべき区域を設定

（水土里ビジョンの認可申請）

・都道府県はビジョンの認可の申請があった場合において、その内容が基準に適合する場合には、その認可を行う

東海農政局管内の水利施設における「自然災害」に対する備え、観測情報の活用・管理

1. 防災情報ネットワーク事業について

防災情報ネットワーク事業では、国営土地改良事業において造成された水利施設（以下、「国営造成施設」という。）や防災重点農業用ため池に関して、防災情報ネットワークシステム設備の整備及び保守運用を行い、併せて、非常用対策として必要な災害応急用ポンプ等の整備等を行っています。

国営造成施設の観測・気象情報等に関しては、一元的に収集・行政機関等へ情報提供し、国営造成施設の的確な操作運用及び市町村等における迅速な初動対応体勢の整備等を図ることで災害の防止・抑制に資する事を目的としています。具体的には、対象施設の観測情報を、関東農政局に設置されている防災中央データセンターに送信、このうち特に重要なデータを内閣府総合防災情報システムに転送することにより、政府の有する防災情報の充実を図るとともに、国営造成施設の的確な状況把握を行っています。東海農政局としては、観測データの異常値を観測した場合に、関係者へその情報を自動送信し、いち早く現場状況を共有することに活用しています。

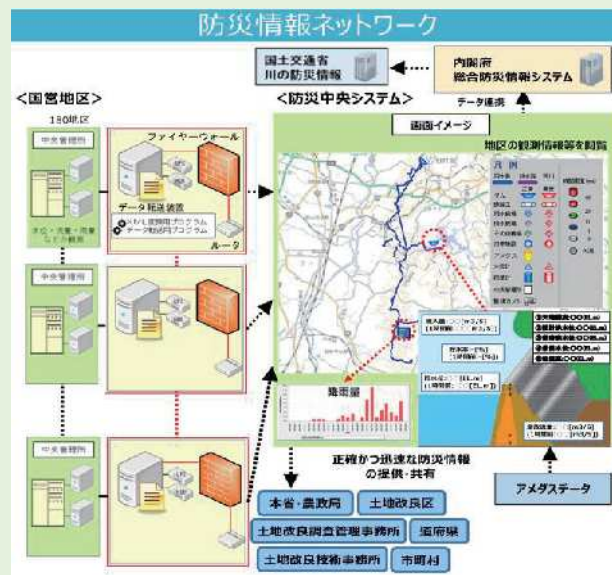
木曽調では、これらの防災情報の重要性から、情報伝送装置の適切な管理、気象業務法に基づく雨量計の点検をするなど、適切な管理に努めています。

2. 防災情報ネットワーク内の主な情報

本システムでは、次の計測情報等を提供しています。

- 計測情報：水位、流入量、放流量、雨量（時間雨量、累加雨量等）、地震の加速度等
- 状態監視情報：ゲートの開度、バルブ開度、ポンプ運転・停止等
- 故障・異常情報：施設の故障、欠測、電源異常等

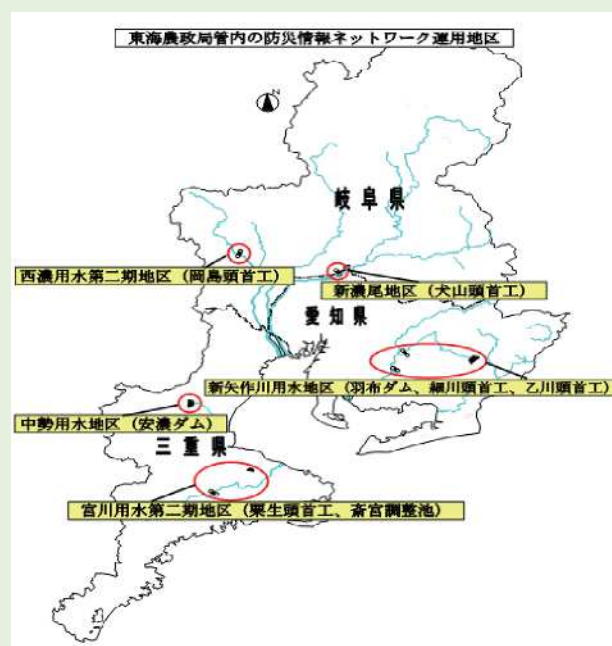
※提供情報は施設により異なります。



3. 東海農政局管内の運用状況

東海農政局管内では、以下の全5地区でシステムを運用しています。

- 西濃用水第二期地区（岡島頭首工）
雨量計、堰水位
- 新濃尾地区（犬山頭首工）
雨量計、堰水位、堰放流量、地点流量等
- 新矢作川用水地区（羽布ダム、細川頭首工、乙川頭首工）
雨量計、貯水位、放流量、地震計等
- 中勢用水地区（安濃ダム）
雨量計、貯水位、放流量、地震計等
- 宮川用水第二期地区（栗生頭首工、斎宮調整池）
雨量計、貯水位、放流量、地震計等



国営総合農地開発事業「青蓮寺地区」における 農地利用状況把握のための活動支援

1. 地区の概要

青蓮寺地区は、三重県名張市と伊賀市にまたがる伊賀盆地南部に位置し、約1,030ヘクタールの農業地帯です。

昭和43年度から60年度にかけて、国営青蓮寺総合農地開発事業により、丘陵地の農地造成と畑地かんがい、関連事業として水田の区画整理、用水施設の整備が行われました。

その後、施設の老朽化に伴い、平成26年度から令和3年度にかけて、国営施設応急対策事業「青蓮寺用水地区」として農業水利施設の補修・補強が実施されました。



2. 多様な農産物の生産

本地区では、良質米ブランド「伊賀米」を中心とした水稲作に加え、開畑地では、はぶどう等の果樹、たまねぎ・かぼちゃ等の野菜など多様な農産物の生産が行われています。

3. 農地利用調査への協力・支援

平成26年度より、営農状況や開畑地の利用状況を調べるための「植栽実態調査」が行われています。ぶどう（施設、露地）、かぼちゃ、ばれいしょ、茶を新たな分類項目を追加し、最近では、「キハダ」と呼ばれる薬用樹木の作付けが確認されています。

三重県、市、JA、青蓮寺用水土地改良区で構成される「青蓮寺開発地域営農対策協議会」からの依頼に基づき、木曽調は調査に参加し、地元活動への支援を積極的に行っています。



水稲



ぶどう



かぼちゃ



キハダ

【図でわかる東海3県の農林水産業】

東海農政局統計部では、農林水産統計調査結果等を用いて、図と簡単な解説により、岐阜、愛知、三重の東海3県の農林水産業の姿が分かる「図でわかる東海3県の農林水産業」を作成し、ホームページに掲載しています。

市町村別農業産出額

～ 愛知県田原市の農業産出額は891億円で全国2位 ～

令和5年の市町村別農業産出額は、愛知県田原市が891億円で全国2位、豊橋市が421億円で全国15位、岐阜県高山市が297億円で全国33位となっています。

岐阜県と愛知県では1位部門が野菜の市町村が最も多く、三重県では米の市町村が最も多くなっています。

東海3県の農業産出額の上位10市町村（令和5年）

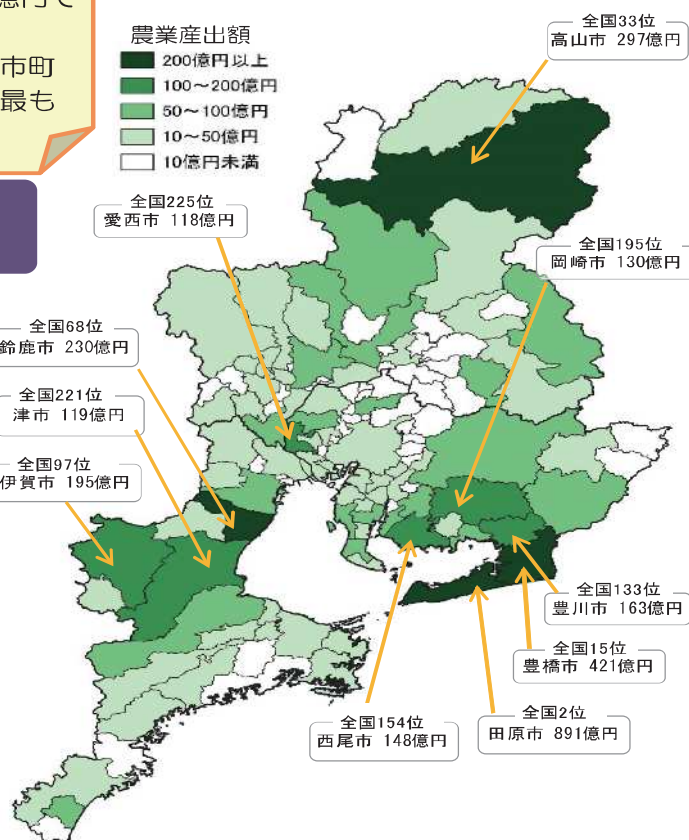
単位：億円

順位	市町村	農業産出額（令和5年）		
		農業産出額	1位部門	1位部門の産出額
1	(1) 田原市	891	花き	345
2	(2) 豊橋市	421	野菜	211
3	(3) 高山市	297	野菜	146
4	(4) 鈴鹿市	230	鶏卵	106
5	(5) 伊賀市	195	鶏卵	97
6	(6) 豊川市	163	野菜	82
7	(7) 西尾市	148	野菜	34
8	(10) 岡崎市	130	鶏卵	69
9	(9) 津市	119	米	36
10	(8) 愛西市	118	野菜	82

資料：農林水産省統計部『市町村別農業産出額』

注：○内の数値は前年順位

東海3県の市町村別農業産出額（令和5年）

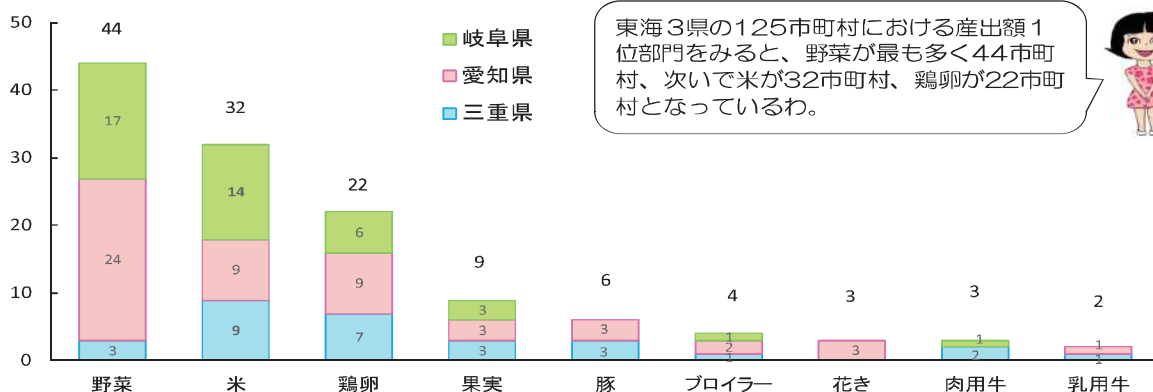


資料：農林水産省統計部『市町村別農業産出額（推計）』

注：農業産出額を市町村単位で色分けしたものです。

農業産出額1位部門の部門別市町村数（東海3県）

(市町村)



東海3県の125市町村における産出額1位部門をみると、野菜が最も多く44市町村、次いで米が32市町村、鶏卵が22市町村となっているわ。



資料：農林水産省統計部『市町村別農業産出額（推計）』

「図でわかる東海3県の農林水産業」の閲覧方法はこちら

東海農政局ホームページの「統計情報」をクリック



「統計情報」の「分析資料」をクリック



東海農政局



収録内容 (20項目)

- 耕地面積、○米（水稻）、○小麦、
- 大豆、○野菜、○果実、○茶、
- 花き、○牛乳・乳製品、○肉用牛、
- 豚、○鶏卵（採卵鶏） など

「分析資料」の「図でわかる東海3県の農林水産業」をクリック



使ってみませんか

地域の農業を見て・知って・活かすDB

～農林業センサスを中心とした総合データベース～

活かすDBは、農林業センサス調査結果、他府省統計調査結果（国勢調査等）、行政情報（農業基盤情報、多面的機能支払等）などの各種データを全国約15万の農業集落単位に組み替えて編成したデータベースです。地域農業の現状をグラフや地図で見える化することや、国勢調査や行政情報と組み合わせて分析することが出来ます。

活かすDB

検索



○本誌面でご紹介した情報等をはじめ統計情報に関するお問い合わせは、東海農政局統計部までご連絡ください。

東海農政局統計部 統計企画課

電話：052-763-4730

メールアドレス：toukei_tokai@maff.go.jp

V I V A ! 東 海 ア グ リ ン グ (VIVA! Tokai-Agring) について

- 表紙写真は、若手職員とインターン生の2名が「VIVA! 東海アグリング」のプラカードを持ち犬山頭首工管理所で撮影した写真です。
- 「VIVA! 東海アグリング (VIVA! Tokai-Agring)」は、“東海地域の農業・農村が現在進行形で未来に進んでいるよ! 地域の元気な農業・農村を伝えたい!” “この思いを込めた言葉です。今後は、この言葉と共に、情報発信をしていきます。

- 農村振興局Facebookでも、情報発信を行っていますので、よろしければご覧ください。

<https://www.facebook.com/maffjapan/>



木 曾 川 水 系 土 地 改 良 調 査 管 理 事 務 所

〒466-0857

愛知県名古屋市昭和区安田通4-8
東海農政局安田庁舎

TEL 052 (761) 3191

- 地下鉄桜通線「吹上」
駅から徒歩約20分
- 鶴舞線「川名」
駅から徒歩約15分
- 名古屋高速2号東山線
「吹上」出口から車で約10分
「春岡」出口から車で約10分



犬 山 頭 首 工 管 理 所

〒484-0082

愛知県犬山市大字犬山字北古券

TEL 0568 (61) 1003

- 名鉄犬山線「犬山」駅から徒歩約15分



過去の木曾調だよりを下記アドレスに掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/tokai/noson/kisocho/index.html>

